

対象建築物一覧表

項目	用途	対象建築物（注1）		
		条例対象 バリアフリー条例 基準適合義務	法対象 バリアフリー法 基準適合義務（注2）	99番の 合算対象
1	公立小学校等（小学校，中学校，義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの），特別支援学校	全て	1,000㎡以上	○
2	学校（1を除く。）	全て	2,000㎡以上	○
3	病院，診療所	全て	1,000㎡以上	○
4	劇場，観覧場，映画館，演芸場	全て	1,000㎡以上	○
5	集会場，公会堂	全て	1,000㎡以上	○
6	自治会館等	全て		
7	展示場	全て	1,000㎡以上	○
8	卸売市場	全て		
9	コンビニエンスストア，ドラッグストア，スーパーマーケット	全て	1,000㎡以上	○
10	物品販売業を営む店舗 （9を除く。）	薬局	1,000㎡以上	○
		薬局以外		200㎡以上
11	ホテル，旅館	全て	1,000㎡以上	○
12	官公署	不特定多数の者が利用するもの	1,000㎡以上	○
		上記を除くもの	3,000㎡以上	—
13	事務所（12を除く。）	2,000㎡以上	3,000㎡以上	—
14	共同住宅，寄宿舎	2,000㎡以上 又は50戸以上	3,000㎡以上	—
15	老人ホーム，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの （主として高齢者，障害者等が利用するものに限る。）	全て	1,000㎡以上	○
16	保育所，身体障害者福祉ホームその他これに類するもの（15を除く。）	全て	2,000㎡以上	○
17	老人福祉センターその他これに類するもの	全て	1,000㎡以上	○
18	児童厚生施設その他これに類するもの	全て	1,000㎡以上	○
19	身体障害者福祉センターその他これに類するもの	全て	1,000㎡以上	○
20	体育館，水泳場，ボウリング場， その他これらに類する運動施設	一般公共の用に供するもの（注3）	2,000㎡以上	○
		上記を除くもの	全て	
21	遊技場	全て	2,000㎡以上	○
22	博物館，美術館，図書館	全て	1,000㎡以上	○
23	遊園地，動物園，植物園その他これらに類するもの	（注4）		
24	公衆浴場	全て	1,000㎡以上	○
25	飲食店，キャバレー，料理店，ダ ンスホールその他これらに類す るもの	飲食店	1,000㎡以上	○
		上記を除くもの	200㎡以上	
26	郵便局，銀行その他の金融機関，電気，ガス事業者の店舗	全て	1,000㎡以上	○
27	理髪店その他これに類するもの	全て	1,000㎡以上	○
28	クリーニング取次店，質屋，貸衣装屋その他これらに類する店舗	200㎡以上	1,000㎡以上	○
29	自動車教習所，学習塾，華道教室， 囲碁教室その他これらに類する もの	自動車教習所，学習塾	2,000㎡以上	○
		上記を除くもの	500㎡以上	
30	工場	3,000㎡以上		
31	車両の停車場等を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供する もの（鉄道駅舎を除く。）	全て	1,000㎡以上	○
32	自動車停留又は駐車のための施設（一般公共の用のものに限る。）	50台以上	2,000㎡以上	○
33	公衆便所	全て	50㎡以上	○
34	神社，寺院又は教会その他これらに類するもの	500㎡以上		
35	火葬場	全て		
36	地下街	（注4）		
99	2以上の用途に供するもの		「○」の合計 2,000㎡以上	

（注1）対象建築物となる規模は，面積にあっては当該用途に供する部分（バックヤード，駐輪場等の付属施設を含む）の床面積（増築等の場合は当該増築等に係る部分の床面積），戸数にあっては住戸の数，台数にあっては駐車場の台数を表す。

（注2）バリアフリー法基準適合義務とは，バリアフリー法第14条に規定する移動等円滑化基準（同法第14条第3項の規定に基づき条例第3章で付加した基準を含む。）適合義務があり，建築基準関係規定として確認申請においても審査対象になるものをいう。（ただし，大規模の修繕又は大規模な模様替えの場合を除く。）

（注3）体育館，水泳場，ボウリング場に限り適用する。

（注4）遊園地等又は地下街の施設内において，建築物を建築等する場合は，当該建築物の建築基準法上の用途により適用する。